

別表 湖 沼

(天然湖沼および貯水量1,000万 m^3 以上の人工湖)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 (PH)	化学的酸素 要 求 値 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 およびA以下の 欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1ppm 以下	1ppm 以下	7.5ppm 以上	50MPN/100 ml以下	別に附 属決定 により 水域類 型ごと に指定 する水 域
A	水道2,3級 水産2級 水 浴 およびB以下の 欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3ppm 以下	5ppm 以下	7.5ppm 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農 業 用 水 およびCの欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5ppm 以下	15ppm 以下	5ppm 以上	-	
C	工業用水2級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	8ppm 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2ppm 以上	-	
測 定 方 法		規格8に掲 げる方法	規格13に掲 げる方法	規格10.2.1 に掲げる方 法	規格24に掲 げる方法	最確数によ る定量法	
備考 水産1級・2級・3級について、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行なうもの
 # 2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作または前処理等をともなり高度の浄水操作を行なうもの
 3. 水産1級：ヒメマスなどの貧栄養湖型の水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3級の水産生物用
 # 2級：サケ科魚類およびアユなどの貧栄養湖型の水域の水産生物用ならびに水産3級の水産生物用
 # 3級：コイ・フナなどの富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行なうもの
 2級：薬品注入等による高度の浄水操作または特殊な浄水操作を行なうもの
 5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において不快感を生じない程度